

戸籍証明書等広域交付請求書

写真付きの本人確認書類と共に窓口にお出しください。
最近、戸籍の届出をされた方はお申し出ください。

※ 請求前に裏面の「注意事項」についてご確認ください。

(宛先) 港区長 申請日 年 月 日

受付支所	芝・麻・赤・高・港・台
送信日時	/ : 担当者

1 必要な戸籍についてお書きください

本籍	都道府県	市郡	区町村	
筆頭者(戸主)の氏名 ※筆頭者は亡くなられても 変わりません。	フリガナ			
証明記載が必要な方について	<input type="checkbox"/>	戸籍全部事項証明	通	
氏名	フリガナ	<input type="checkbox"/>	除籍全部事項証明	通
		<input type="checkbox"/>	除籍謄本(改製原戸籍を含む)	通
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	電子証明書提供用識別符号 戸籍全部事項	件
		<input type="checkbox"/>	電子証明書提供用識別符号 除籍全部事項	件
		<input type="checkbox"/>	電子証明書提供用識別符号 除籍謄本(改製原戸籍を含む)	件

2 窓口に来られた方についてお書きください

氏名	フリガナ <input type="checkbox"/> 必要な方と同じ	電話番号	
住所		生年月日 (必要な方と同じ場合は不要です)	大・昭・平・令 年 月 日
戸籍に記載された方との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他の直系親族()		

※ 本人、配偶者、直系親族の方のみがご請求できます。それ以外の方は、その戸籍を管理している自治体にご相談ください。

※ 請求内容により請求対象の戸籍が交付できない場合があります。

3 請求理由や、必要な戸籍の内容についてお書きください

請求理由(使用目的、提出先等を具体的に記入してください。)

公的年金
(国民・厚生・国・地共済・私学共済・その他)の 裁定請求用・相談用・その他()

パスポート 児童扶養手当

相続の手続き
被相続人氏名 _____ 死亡日 _____ 年 月 日

その他
理由 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

必要な戸籍の内容

1 死亡の記載の戸籍 _____ 通 2 出生から死亡まで全ての戸籍 各 _____ 通

区記入欄

本人確認	受付時	メモ	発行	審査(事)	会計	作成通数	審査(区)
個・免・パ・在	内	有・無 D・他	内		本	戸証()通 除証()通 戸符()件 除符()件	
他()	請		発		交	手数料	
番号 他			確		会	円	
()	本						

請求に当たっての注意事項

1 広域交付の注意点

- (1) 戸籍に記載された方の直系親族もしくは配偶者本人が窓口に来た場合のみ請求できます。(郵送請求は不可)
○: 父母、祖父母、子、孫、妻、夫
×: 兄弟、叔父母、いとこ、義兄弟
- (2) 戸籍法の規定に基づき、委任状もしくは法定代理人(親権者・成年後見人等)による請求は受け付けできません。
- (3) 本籍地でしか交付できない戸籍があります。詳細については本籍地にお問い合わせください。
- (4) プライバシーの侵害または差別的なことからつながるような不当な請求には応じられません。
- (5) 偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

2 本人確認書類について

窓口に来られた方について、本人であることを確認できる書類の提示が必要です。国、地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの免許証、許可証、資格証明書など有効期限内のものを提示してください。

例: マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カード等

3 押印について

請求書には窓口に来られた方(請求者)の署名または記名があれば押印は不要です。

4 後日交付について

- (1) 交付の際に請求者本人が来庁していただく必要があります。その際には請求時と同様本人であることを確認できる書類と受付時にお渡しする受付票が必要になります。
- (2) 受付時に戸籍証明書等の交付可能日をお知らせします。交付可能日から5営業日までに受領されていない場合は、請求をキャンセルとさせていただきます。お手数ですが、再度ご請求ください。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。